

**平成28年(2016年)度
西東京市予算編成に関する要望書**

2015年10月28日

西東京・生活者ネットワーク

●すべての子どもの学びを保障する

- 生活困窮世帯の子どもの学習支援に取り組むこと。
- 不登校の児童・生徒に対する切れ目のない支援体制を確立すると同時に、その学習権を保障すること。
- 介助員制度を保護者にとってより使いやすい制度に改善すると同時に、子どもの自立支援を念頭においた介助のあり方を保護者、学校、介助員が継続的に検討すること。また、公立中学校において支援を必要とする生徒には、保護者と学校が協議の上、適切な支援体制をとること。
- 外国人児童・生徒に必要な日本語指導をすること。
- すべての学校で、遺伝子組み換え食品や添加物の危険性に関する食育プログラムを実施すること。
- 中高生の学習室を拡充すること。
- 学校図書館専門員は一校に一人配置すること。
- 学校現場での平和教育を充実させ「青少年の広島・長崎の派遣事業」では教育委員会も協力して情報提供などのPRを続け、小中学校では全児童へチラシを配布すること。

●子どもをまんやかにしたまちづくり

- 全ての施策に子どもの視点を入れるため、職員に子どもの権利に関する研修を行うこと。
- 子どもの権利に関する教育関係者の研修を行うこと。
- いじめ防止対策基本条例に、権利救済、回復の規定を設け、相談支援体制の強化を盛り込むこと。
- 子どもの権利条例の制定に向けて一層の努力をすること。

●子ども時代を豊かに生きる

- 学童保育の定員超過に対応するため、放課後や長期休業期間中の施設提供をさらにすすめること。
- 専門性の高いスクールソーシャルワーカーを増やし、福祉との連携を強化すること。
- 給食への地場野菜の利用を拡充すること。
- 児童館の利用や運営に子どもの声を反映させるしくみを作ること。
- CAPなど子どもの権利啓発プログラムを実践し、すべての子どもが経験できる場を保障すること。
- ボール遊びのできる公園を地域に増やすこと。

●ひとりぼっちの子育てをしない、させない

- 保育園の待機児対策として量の確保に努めると同時に、質の維持・向上に最大限努めること。
- 多様化する保育園間の情報交換・交流促進のため、市はコーディネーター役としての任務を果たすこと。
- 孤立する親支援・子育て支援をすすめると同時に、ホームスタートを市の事業とすること。

●市民とともに福祉のまちづくり

- 認知症サポーター養成講座を全小学校で実施し、認知症に対する啓発をさらにすすめること。
- 介護者を支えるため、ケアラーズカフェ、認知症カフェなどの推進と継続のための支援、ケアラー手帳の交付をすすめること。
- 高齢者、障がい者が住み替えをしやすい制度を整備すること。
- 公共交通空白地域対策は、はなバスのルート見直しとあわせて福祉車両の活用やオンデマンドタクシーの導入を検討すること。
- 庁内連携により買い物弱者支援を具体化・充実させること。
- 歩車道の段差を最小限にし、車椅子等利用者や視覚障害者が安心して歩ける道路づくりをすすめること。

●高齢者福祉の充実

- 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問サービスB、通所サービスBにおいても、専門職によるコーディネーター機能を確保すること。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の通所サービスB（認定カフェ）は多世代型の交流拠点も含めること。
- 安心して在宅療養生活に移行するために、退院時のカンファレンスにケアマネージャーなどの介護職を含めること。
- 介護の仕事を継続できる収入の確保で、介護職員不足の解消をはかること。

●障がい者（児）福祉の充実

- 障がい者への切れ目ない支援システムを構築すること。

- ひいらぎ、えぼっくにおけるワンストップ相談支援体制を充実させるとともに、アウトリーチの拡充をはかること。
- 日中活動系サービスなど社会参加の場を十分に確保すること。
- 障がい者の一般就労をすすめるため、ジョブコーチを拡充して、受け入れ先の開拓を行うこと。
- 公共施設での障がい者就労訓練をひろげ、障がい者の一般就労への理解をすすめること。
- 事業委託を行う場合は、障がい者団体等へ優先的に委託すること。

●次世代につなぐ環境優先のまちをつくる

- 公共施設での石けん使用を徹底するための基準となる要綱作りをすること。
- 生ごみ、剪定枝のリサイクル事業は参加市民の意見を聞きさらに拡充すること。
- 温暖化防止地域推進計画の進捗管理を徹底すると同時に、早期見直しに着手すること。
- 雨水タンク等の雨水利用施設の設置のための基本計画をつくり公共施設や学校、民間、市民の雨水活用をすすめること。
- ダイオキシンの調査（大気）の継続と土壌・松葉の調査を導入すること。
- 小規模緑地を残すための調査を行うこと。

●環境・福祉と共生する事業への支援

- 競争入札に総合評価方式を取り入れ、環境、福祉的雇用、地域貢献などに配慮した事業所が有利になるような仕組みをつくること。審査過程の透明化と公開をすすめること。
- 都市農業を守るため、農地の保全や後継者の育成を支援すること。

●災害に強いまちをつくる

- 災害時に備えて、廃食用油を発電やBDF（バイオディーゼル燃料）として活用できるよう検討すること。また、ディーゼルエンジン車の公用車を確保し、BDFの活用をすすめること。
- 溢水対策として浸透樹と雨水タンク設置の補助制度を拡充すること。
- 地域ごとに防災ワークショップを開くなど、自助・共助の体制づくりを支援・促進すること。

- 高齢者、障がい者、外国人、妊婦などの災害時要援護者対策をすすめること。
- 災害時に備えて、公共施設にマンホールトイレの設置を進めること。
- 学校井戸は、災害時にスムーズに使えるよう維持管理すること。

●市民が主役のコミュニティづくり

- 市民会館・中央図書館・田無公民館の合築複合化は、配置に関する議論の場を設け、市民からの意見聴取の機会としてパブリックミーティングを開催すること。
- 空き家対策の担当課を設けるとともに、地域の居場所づくりに積極的に活用すること。
- 公園整備に市民ニーズを反映するしくみを取り入れ、市民協働による運営管理の取り組みを広げること。
- 公民館は6館体制を維持するとともに、地域の人材育成拠点としてより積極的な活用をめざすこと。
- 保護者の学びの場を確保するために、公民館の主催講座における保育は、単発事業にも適用すること。
- 市民活動支援条例を制定すること。
- 住吉町6丁目都営住宅跡地（民生住宅）及び新町1丁目都営住宅跡地（しらじ窪）の利用については、市民の要望を聞き都に働きかけること。

●市民が自治するまちをつくる

- 市民参加条例の運用に際しては、適切な時期に多様な手法での市民意見聴取に努めること。
- 公共施設等総合管理計画の策定・運用に際しては、市民合意手続きと経済効果分析を十分に踏まえること。
- 子育て世代が参加しやすいように、審議会・懇談会時の保育体制を整えること。
- 人にやさしいまちづくり推進協議会では、市民参加を増やし、多様な市民の意見が反映できるしくみをつくること。
- 予算編成過程への市民参加のしくみを作ること。市独自の補助金については市民を交えた第三者機関でゼロベースから見直しをすること。
- 自治基本条例策定に着手すること。

●誰もが生きやすい社会をつくる。地域から平和をつくる

- 生活困窮者自立支援のため、就労準備支援事業と家計相談支援事業に取り組むこと。
- 多文化共生プランを策定し、多文化共生のまちづくりをすすめること。
- 学校教育の現場において、国旗、国歌の強制をしないこと。
- 平和事業の推進にあたっては、市民との連携を一層深めること。
- 青少年の広島、長崎の派遣事業は継続して行うこと。